

## 横浜みどり税 - 緑豊かな横浜の環境を次世代につなぐ -

## ■お知らせ 横浜みどり税を令和10年度(2028年度)まで継続します

横浜みどり税は、緑をまもり、つくり、育む取組を進める「横浜みどりアップ計画」の安定的な財源として、平成21年度から市民の皆様にご負担いただいております。

実施時期につき、令和11年3月31日までの間に開始する事業年度分について、引き続きご負担をお願いいたします。

## ■法人市民税について

平成21年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度の法人市民税均等割について、標準税率に9%相当額を上乗せして申告納付をお願いしています。

～「横浜みどり税」の使いみち～

- ▶ 樹林地・農地の確実な担保 ▶ 身近な緑化の推進
- ▶ 維持管理の充実によるみどりの質の向上
- ▶ ボランティアなど市民参画の促進につながる事業



横浜みどり税

検索

法人の区分		横浜みどり税を含む税率 (年額)
資本金等の額	従業者数	
下記以外の法人等	人数にかかわらず	54,500円
1千万円以下	50人以下	54,500円
	50人超	130,800円
1千万円超 1億円以下	50人以下	141,700円
	50人超	163,500円
1億円超 10億円以下	50人以下	174,400円
	50人超	436,000円
10億円超 50億円以下	50人以下	446,900円
	50人超	1,907,500円
50億円超	50人以下	446,900円
	50人超	3,270,000円

※ 平成26年4月1日以降に開始する事業年度からは、法人税割が課税されない法人を含むすべての法人に、横浜みどり税をご負担いただいております。

※ 中間(予定)申告についても「横浜みどり税」の対象となり、申告納付が必要となります。

※ 申告税額が異なることが判明した場合は、更正(地方税法321条の11)の対象となりますので、ご注意ください。

## 法人市民税に関する申告・お問合せ先

横浜市 財政局 法人課税課 法人市民税担当 ※こちらでは「納税」及び「納税証明の発行」は、お取り扱いしておりません。

〒231-8316 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話:045-671-4481 受付時間:8:45~17:15(土日祝日年末年始を除く)

## 窓口に出向かずに、市税の納付ができます

▶ 地方税共通納税システム ▶ スマホ決済 ▶ クレジット納付 ▶ ペイジー納付 ▶ 口座振替

※ 税目や納付書の種類によってご利用いただける納付方法が異なります。

お手元に納付書をご用意のうえ、利用可能な納付手段をご確認ください。



横浜市税 納付方法

検索